

を適用する。

第六十九条の五第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産に係る株式の総数又は出資金額の合計額が第二項第五号若しくは第六号に規定する三分の一に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額又は三億円のいづれか低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該選択特定事業用資産（第二項第十号ロに係るものに限る。）の価額に当該いづれか低い金額から当該株式の総数又は出資金額の合計額を控除したものの当該いづれか低い金額に占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、第一項の規定を適用する。

第七十条第十項中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の二第三項」に改める。

第七十条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二十一条の十一の規定の適用については、同条中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第七十条の二

(贈与税の基礎控除の特例)」とする。

第七十条の三を次のように改める。

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

第七十条の三 平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

一 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築若しくは建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得又はこれらの住宅用家屋の新築若しくは取得とともににするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てて当該住宅用家屋の新築（新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。）をした場合又は当該建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の

居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

一 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともににするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

三 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともににするその敷地の用に供されることとなる土地若しくは土地の上に存する権利の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等（増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。）をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は増改築等をした当該住宅用の家屋

を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

- 2 前項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、住宅取得等資金の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、相続税法の規定を適用する。

3 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定受贈者 次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - イ 相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人であること。
 - ロ 住宅取得等資金の贈与をした者の直系卑属である推定相続人であること。
 - ハ 住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の一月一日において二十歳以上の者であること。
- 一 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。
 - 二 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。
- 四 増改築等 特定受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該

工事と併せて行う当該家屋と一緒にとなつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該工事に要した費用の額が百万円以上であること。

ロ 当該工事をした家屋が特定受贈者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

ハ その他政令で定める要件

五 住宅取得等資金 次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等（特定受贈者の配偶者その他特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者から当該取得又は当該増改築等をする場合を除く。）の対価に充てるための金銭をいう。

イ 特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得（これら の住宅用家屋の新築又は取得とともににするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）

ロ 特定受贈者による既存住宅用家屋の取得（当該既存住宅用家屋の取得とともににするその敷地の用

に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）

ハ 特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等（当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）

4 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項において準用する相続税法第二十一條の九第二項の届出書を提出していた場合であつても当該届出書を提出しないなかつたものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同条第一項の規定の適用を受けたものに係る年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。次項において同じ。）を提出し、かつ、当該期間内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより同号の新築をした住宅用家屋又は取得をした建築後使用されたりとのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることによ

り同項において準用する相続税法第二十一條の九第二項の届出書を提出していた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供するこれが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一條の九第二項の届出書を提出していた場合において、当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一條の九第二項の届出書を提出していた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

5 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないとき

は、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国

税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三第四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 第四項又は前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三の次に次の一条を加える。

(住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)

第七十条の三の二 平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合において、前条第一項各号の規定に該当するときは、当該住宅取得等資金の贈与をした者（以下この条において「住宅資金贈与者」という。）からの贈与により当該住宅取得等資金の取得をした年における当該特定受贈者の当該住宅資金贈与者からの贈与により取得をした財産に対する贈与税については、当該財産に係る贈与税の課税価格から住宅資金特別控除額を控除する。この場合において、相続税法第二十一条の十二第一項の規定の適用については、同項中「課税価格から」とあるのは、「課税価格（租税特別措置法第七十条の二の二第

一項（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）に規定する住宅資金贈与者に係る贈与税の課税価格にあつては、当該課税価格から同項に規定する住宅資金特別控除額を控除した残額。以下この項及び次条において同じ。）から」とする。

一 住宅資金贈与者に係る相続時精算課税適用者（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税法第二十一条の九第五項（前条第一項において準用する場合を含む。）

二 住宅資金贈与者からの贈与により取得をした住宅取得等資金について、相続時精算課税法第二十一条の九第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

2 前項に規定する住宅資金特別控除額とは、次に掲げる金額のうちいづれか低い金額をいう。

一 千万円（既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、当該控除した金額の合計額を控除した残額）

一 当該住宅資金贈与者に係る贈与税の課税価格（住宅取得等資金に係る部分に相当するものに限る。）

3 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、前条第四項各号に掲げる場合に該当するときは、第一

項の規定は、適用しない。この場合において、当該各号に該当することとなつた日から一月以内に同項の規定の適用を受けた年分の贈与税について、修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、かつ、当該期間内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

4 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

5 第三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第三項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税

特別措置法第七十条の三の二第三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 国税通則法第二条第六号ハの規定の適用については、同号ハ(3)中「控除した残額」とあるのは、「控除した残額又は租税特別措置法第七十条の三の二の規定により同条第二項の住宅資金特別控除額を計算する場合において、同条の規定の適用を受けて控除した金額があるときにおける当該金額の合計額を千万円から控除した残額」とする。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合

において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8 第三項又は第六項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第一項第四号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に改め、同条第三十二項中「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項第一号中「第三項」を「第四項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項第五号中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十三項」を「第二十四項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第三項、第四項」を「第四項、第五項」に、「第二十三項又は第二十四項」を「第二十四項

又は第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項第一号中「第三項、第四項、第二十三項」を「第四項、第五項、第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に、「第二十七項及び第十八項第一号」を「第二十八項及び第二十九項第一号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十六項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十七項」を「第十八項」に、「第二項」を「第四項」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同

条第十一項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百一十七号）」に改め、「特例付加年金（）の下に「同法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる者がその者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した農地等について第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける農地等については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一 相続税法第二十一条の九第五項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する

相続時精算課税適用者

二 第一項の規定の適用を受ける農地等を贈与により取得した日の属する年中において、当該農地等の贈与をした者から贈与を受けた当該農地等以外の財産について、相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

第七十条の五第一項中「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第四項又は第五項」に改め、同条第二項中「前条第十四項又は第十九項」を「前条第十五項又は第二十項」に改める。

第七十条の六第二項中「第二十一条」を「第二十条の二」に改め、同項第一号中「第十九条」の下に「又は第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」を加え、「同条」を「これら」に改め、同条第三項中「第二十一条」を「第二十条の二」に改め、同条第九項中「第七十条の四第五項」を「第七十条の四第六項」に改め、同条第十八項中「第七十条の四第七項」を「第七十条の四第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十九項中「第七十条の四第十四項」を「第七十条の四第十五項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二十項中「第七十

条の四第十五項」を「第七十条の四第十六項」に改め、同条第二十五項中「第七十条の四第十五項」を「第七十条の四第十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第二十六項中「第七十条の四第十九項」を「第七十条の四第二十項」に、「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三十三項中「第七十条の四第二十五項」を「第七十条の四第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「第三項、第四項、第二十三項」を「第四項、第五項、第二十四項」に改め、同条第三十八項中「第七十条の四第二十項」を「第七十条の四第二十一項」に、「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同条第三十九項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第四十項中「第二十条第一項」を「第二十条」に改める。

第七十条の七第一項中「第七十条の四第二十八項第一号」を「第七十条の四第二十九項第一号」に改め、同条第二項中「第二项」を「第四項」に改める。

第七十条の八第一項中「第六十九条の五第二項第四号」を「第六十九条の五第二項第七号」に改める。

第七十一条の二（見出しを含む。）中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第七十一条の四第一項第一号中「（中小企業総合事業団法）を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第二百四十六号。以下この号において「廃止法」という。）

第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）に、「又は同法」を「又は旧中小企業総合事業団法」に、「中小企業総合事業団若しくは中小企業総合事業団法」を「廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の中小企業総合事業団（以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）若しくは旧中小企業総合事業団法」に、「の同法」を「の旧中小企業総合事業団法」に、「高度化分譲（中小企業総合事業団）を「高度化分譲（旧中小企業総合事業団）」に、「の中小企業総合事業団法」を「の旧中小企業総合事業団法」に改める。

第七十二条中「平成十五年二月三十日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条を第七十二条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（不動産の登記に係る登録免許税の税率の特例）

第七十二条 個人又は法人が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、登録免許税

法別表第一第一号に掲げる不動産について次の表の上欄に掲げる登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる割合とする。

所有権の保存の登記	千分の二
所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下この条において同じ。）又は法人の合併による移転の登記	千分の二
所有権の共有物（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下この条において同じ。）の分割による移転の登記	千分の二
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の十
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下この条において同じ。）の分割による移転の登記	千分の一

地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の五
所有権の信託の登記	千分の二
所有権以外の権利の信託の登記	千分の一
所有権である相続財産の分離の登記	千分の二
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の一
所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権の相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための 仮登記	千分の一
所有権の共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権のその他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しく は転貸の請求権の保全のための仮登記	千分の二・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の仮登記又 は	千分の〇・五